

【認知症対応型通所介護重要事項説明書】

〈2024年 4月 1日現在〉

1. 当センターが提供するサービスについての相談・苦情窓口

電話 03-3617-8734 (午前9時30分-午後6時00分まで)

担当 生活相談員

当センター以外にも、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

墨田区介護保険課 電話03-5608-6544

墨田区高齢者福祉課 電話03-5608-6178

東京都国保連合会苦情相談専用電話 03-6238-0177

2. 高齢者在宅サービスセンター（名称）の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター
介護保険指定番号	通所介護（1390700019号）
所在地	墨田区八広三丁目22番14号
サービスを提供する対象地域	墨田区内

(2) 当センターの職員体制

	常勤	非常勤職員	計
管理者	1名	0名	1名
生活相談員	2名	1名	3名
機能訓練指導員	2名	0名	2名
看護職員	0名	2名	2名
介護職員	4名	9名	13名
栄養士	1名	0名	1名

(3) 当センターの設備の概要

定員	12名	静養室(ベッド)	4床
食堂兼機能訓練室	2室	相談室	1室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	5台

(4) 営業時間

月～土	午前8時30分～午後6時00分
日曜日	定休日

3. サービス内容

- ①送迎 リフト付バスでご自宅近くまで送迎させていただきます。
- ②食事 栄養士による管理のもと、昼食を温かいうちに召し上がって頂きます。
- ③入浴 ご利用者の身体状況に合わせた入浴方法を行います。
- ④機能訓練 資格取得者による訓練を行います。
- ⑤生活相談 サービス利用にあたっての相談、介護相談にはいつでも応じます。

4. 利用料金

利用料金は、基本料金・その他の料金の合計額となり、〔契約書別紙〕に定める通りです。

支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、利用月の翌月末日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

＊お支払方法は、口座振替または現金集金等となります。

＊実際の料金計算については、「1カ月に利用した介護給付費単位×11.1円」で計算されるため、若干の誤差が生じます。あらかじめご了承ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が非該当（自立）と認定された場合

＊この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反する場合または当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス料金の支払いを3カ月遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合、または利用者や家族などが当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

6. 災害時等の事業について

地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全確保のためにサービスを中止、又は縮小することがあります。

7. 当センターの運営方針

はなみずきホームは、①高齢者が生活する上で個人として尊重され、安心して生活できる施設、②地域の高齢者福祉の拠点として地域に開かれた福祉を实践する施設、③豊かなふれあいのある施設を基本方針として運営しています。通所介護サービスをご利用することにより住み慣れた居宅での生活が継続できますよう援助いたします。

8. 第三者評価の実施状況

第三者評価による 評価の実施状況	あり	実施日	2020年10月17日
		評価機関名称	株式会社 地域計画連合
		結果の開示	あり なし
	なし		

〈契約をする際の確認事項〉

年 月 日

墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター

説明者 氏名 印

利用契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 印

代筆者（ ）

（利用者家族又は代理人 氏名 印）